

鳴門市水防計画

【資料編】

鳴門市水防計画 目次

●水防計画資料編		ページ
資料1-1	県内における指定河川	1
資料3-1	鳴門市水防計画年間行事計画	2
資料3-2	国土交通省管理河川重要水防箇所評定基準	4
資料3-3	徳島県管理河川重要水防区域評価基準	6
資料3-4	鳴門市内重要水防区域等一覧表	8
資料3-5	消防団組織表	12
資料4-1	吉野川氾濫警戒情報発表形式	14
資料4-2	旧吉野川氾濫警戒情報発表形式	17
資料4-3	国土交通省管理河川水防警報（出動）発表形式	18
資料4-4	国土交通省管理河川水防警報（情報）発表形式	19
資料4-5	国土交通省管理河川水防警報（津波）発表形式	20
資料4-6	徳島県管理河川水位情報発表形式	21
資料4-7	徳島県管理河川水防警報発表形式	22
資料4-8	徳島県管理河川水防警報（津波）発表形式	24
資料5-1	重要な水門・樋門（排水機場）一覧表	25
資料5-2	その他の樋門・排水機場一覧表	29
資料12-1	要配慮者利用施設一覧表（水害）	31

県内における指定河川

資料1-1

名称	国土交通大臣指定河川	徳島県知事指定河川
洪水予報河川	吉野川、那賀川	勝浦川
水位周知河川	旧吉野川、今切川、派川那賀川、桑野川	鮎喰川、園瀬川、川田川、宮川内谷川、桑野川、日和佐川、海部川、福井川、那賀川、貞光川、飯尾川、 <u>新池川</u> 、江川、ほたる川、宍喰川
水防警報河川	吉野川、 <u>旧吉野川</u> 、今切川、那賀川、派川那賀川、桑野川	鮎喰川、園瀬川、川田川、宮川内谷川、桑野川、日和佐川、勝浦川、海部川、福井川、那賀川、貞光川、飯尾川、 <u>新池川</u> 、江川、ほたる川、宍喰川

※太字下線：鳴門市を浸水想定区域に含む指定河川

鳴門市水防計画年間行事計画

1. 水門及び樋門の点検（国土交通省関係）

- ①日程 平成28年4月27日（水）11：00～12：00
- ②参加者 徳島河川国道事務所 旧吉野川出張所担当職員（4名）
土木課（1名）
- ③点検内容 操作及び目視による確認
- ④点検数 旧吉野川関係の樋門3ヶ所

2. 樋門操作説明会（国土交通省関係）

- ①日程 平成28年5月17日（木）14：00～15：30
- ②場所 上板町農村環境改善センター
- ③参加者 土木課職員（1名）
- ④講習内容 樋門等操作説明会

3. 陸閘・樋門等の点検調査の実施について（東部県土整備局関係）

- ①日程 平成28年5月27日（金）9：00～12：00
- ②参加者 土木課職員（1名）東部県土整備局（1名）
- ③点検内容 操作及び目視による確認
- ④点検数 樋門25箇所

4. 重要水防箇所の合同巡視（国土交通省関係）

- ①日程 平成28年6月3日（金）10：30～12：00
- ②巡視箇所 鍛冶屋川樋門前
- ③参加者 国土交通省徳島河川国道事務所・旧吉野川出張所担当職員（7名）
市消防本部（2名）危機管理課（2名）土木課（1名）

5. 土砂災害危険箇所のパトロール（東部県土整備局関係）

- ①日程 平成28年6月27日（月）14：00～16：00
- ②巡視箇所 土石流危険渓流及び地すべり危険箇所並びに急傾斜崩壊危険箇所
 - 1) 急傾斜崩壊危険箇所 (立岩字内田)
 - 2) 重要水防区域 (新池川)
 - 3) 河川区域 (大谷川)
- ③参加者 消防本部（2名）危機管理課（1名）
東部県土整備局（2名）県警（2名）

6. 橋門・排水機場管理人講習会

- ①日程 平成28年6月27日（月）18：00～20：00
- ②場所 鳴門市共済会館3階大会議室
- ③参加者 管理人（40名） 市役所（14名）
※経済建設部長、土木課5名、農林水産課3名、生涯学習課1名
危機管理課 2名
- ④講習内容 電気の安全はこうして守られる。
- ⑤講師 四国電気保安協会 保安サービス一課 課長 下藤 哲也

7. 吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会及び吉野川流域ホテイアオイ等対策連絡会 (国土交通省関係)

- ①日程 平成28年6月30日（木）13：30～16：30
- ②参加者 土木課職員（2名）浄水場職員（1名）
- ③議題 今年度の対応予定について、各機関の取り組み状況について

8. 鳴門市総合防災訓練

- ①日程 平成28年9月1日（木）10：00～
- ②場所 鳴門複合産業団地内(株)大塚製薬工場社有地
- ③参加者 地元水防団（消防団） 鳴門市消防本部他

国土交通省管理河川

重要水防箇所評定基準

平成6年10月28日 建設省河治発第79号 建設省河川局治水課長通達
最終改正：平成18年10月16日 国河治発第97号

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	■計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	■計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 断 面	■現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	■現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法 崩 れ・ す べ り	■法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	■法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 ■法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	■漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	■漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 ■漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衝・洗 掘	■水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 ■橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 ■波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	■水衝部にある堤防の前面の河床が、深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	■河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 ■橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	■橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			■出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切などにより本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・ 破堤跡・ 旧川跡			■新堤防で築造後三年以内の箇所。 ■破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			■陸閘が設置されている箇所。

国土交通省管理河川

重要水防箇所評定基準

平成21年12月4日付 四国地方整備局河川管理課長事務連絡

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
流下能力不足			堤防高は基準を満足しているが河道断面が不足し、計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。
開 口 部			道路等が交差するために堤防の高さを下げた箇所で計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。

重要水防区域評価基準

平成17年2月7日 河第878号 河川課長通知
最終改正：平成18年11月2日 河第398号

種 別	重 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所にあっては、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所にあっては、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越えないが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあっては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位等が設定されていない箇所にあっては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所にあって、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所にあって、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それ2分の1以上確保されている箇所。	
洪 水 痕 跡	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあっては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあっては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床下浸水が発生した履歴がある箇所。	
法 崩 れ ・すべり	法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの履歴はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衝・洗 挖	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

徳島県管理河川

重要水防区域評価基準

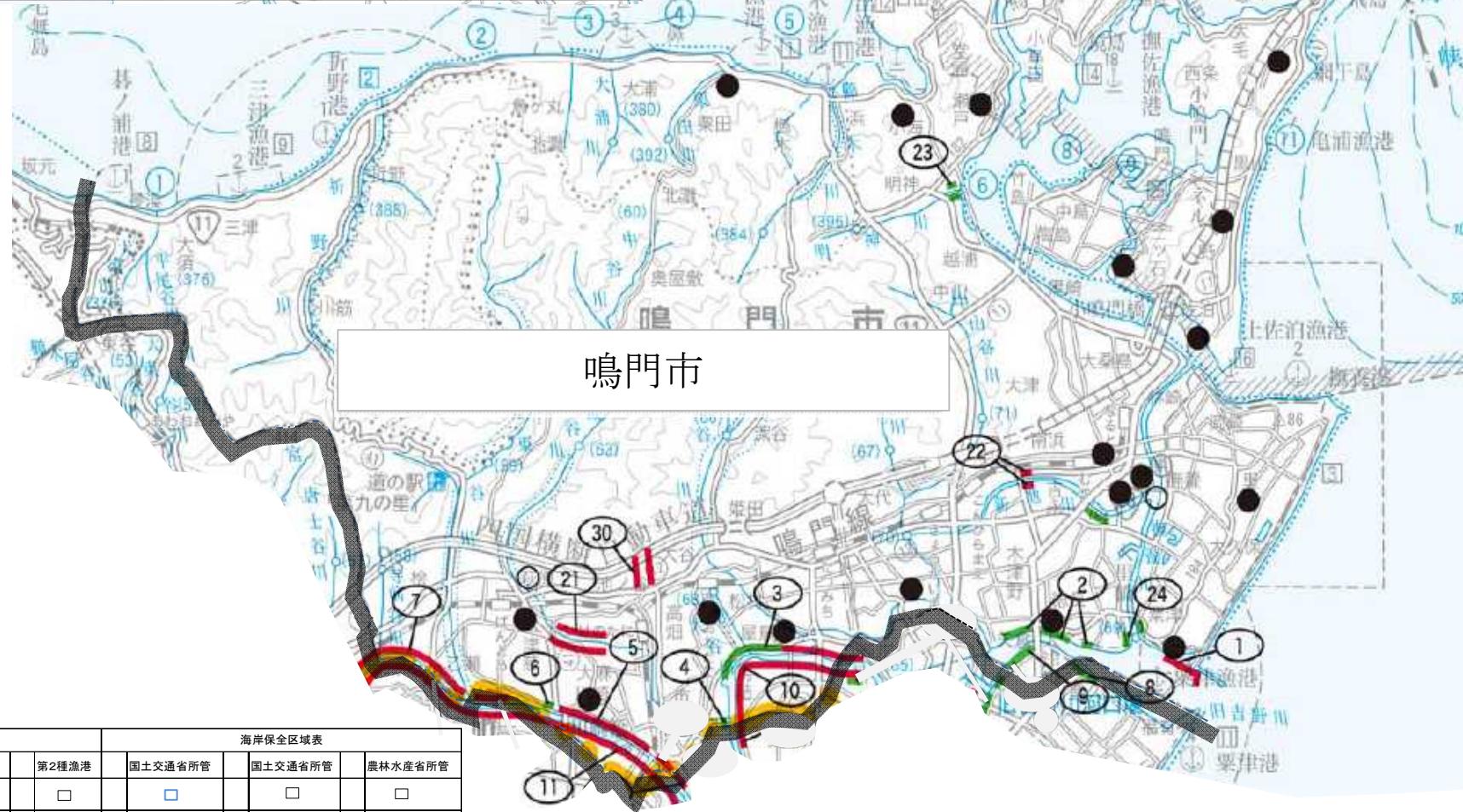
平成17年2月7日 河第878号 河川課長通知

最終改正：平成18年11月2日 河第398号

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。		
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所にあっては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所にあっては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間にあっては計画高潮位）を上まわるが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあっては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあっては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により河川管理施設等に損傷を及ぼし又は背後地の人家等に床上浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により背後地の人家等に床下浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡	破堤跡で、河川改修工事が未施工の箇所。		新堤防で、築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

鳴門市内重要水防区域等

重要水防区域(危険箇所)	県有水防倉庫	管理団体水防倉庫
(1) X Aを含む区間(XがA区間) 上記以外	○	●

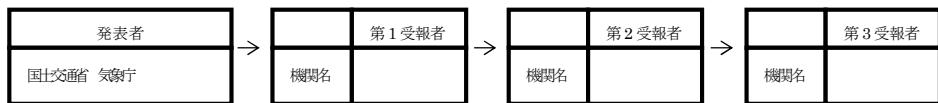


地方港湾	港湾表		海岸保全区域表			
	第1種漁港	第2種漁港	国土交通省所管	国土交通省所管	農林水産省所管	
1 折野港	1 基の浦漁港	1 栗田漁港	1 大須地先海岸	2 折野港海岸	1 栗田漁港海岸	
2 撫養港	2 三津漁港	2 鰯戸漁港	2 鳥ヶ丸地先海岸	3 撫養港海岸	2 漁戸漁港海岸	
3 魚浦港	3 大浦漁港	3 要津漁港	3 大浦地先海岸	11 要津港海岸	8 基の浦漁港海岸	
4 要津港	4 柳木漁港	4 長原漁港	4 要田地先海岸	5 今津漁港	9 三津漁港海岸	
5 今切港	5 白出漁港	5 今津漁港	5 柳木地先海岸	6 宮ノ浦地先海岸	10 大浦漁港海岸	
	6 撫佐漁港	6 中林漁港	6 宮ノ浦地先海岸	7 小池地先海岸	11 柳木漁港海岸	
				8 高島地先海岸	12 白出漁港海岸	
				9 三ツ石地区海岸	14 撫佐漁港海岸	
				10 福池地先海岸	13 室漁港海岸	
				11 喜屋川漁港海岸	15 魚浦漁港海岸	
				16 上佐泊漁港海岸		

消防団組織表

地区	区分 分団名	車両・ポンプ数	分団長	副分団長	班長	団員	計	受持区域	
北灘町	櫛木	〃	1	1	7	23	32	櫛木	
	栗田	〃	1	1	5	17	24	栗田	
	三ヶ谷	〃	1	1	5	15	22	大浦、宿毛谷、鳥ヶ丸	
	折野	積載車2・小型ポンプ2	1	1	7	25	34	折野、三津、大須、長浜	
大麻町	小森	積載車1・小型ポンプ1	1	1	4	15	21	小森	
	姫田	〃	1	1	4	15	21	姫田	
	大谷	〃	1	1	4	19	25	大谷	
	池高	〃	1	1	5	16	23	池谷、高畠	
	松村	〃	1	1	3	10	15	松村	
	堀江南	〃	1	1	3	11	16	牛屋島、東馬詰	
	堀江中	〃	1	1	5	18	25	中西馬詰、市場（一部）	
	市場	〃	1	1	5	19	26	市場（一部を除く）	
	三俣	〃	1	1	4	12	18	三俣	
	板東南	〃	1	1	4	12	18	川崎、津慈、板東（一部）	
	板東	ポンプ車1・小型ポンプ1	1	2	9	30	42	萩原、山田、大西、宝蔵、平草	
	桧	積載車1・小型ポンプ1	1	1	5	15	22	桧、椎尾谷	
本部	女性分団		1	1	3	9	14		
計		ポンプ車 5	46	47	203	672	977		
		積載車 41							
		小型ポンプ 46							

※上記表は消防年報（平成28年刊行）を参照。



資料 4-1

吉野川氾濫警戒情報

正規

吉野川洪水予報第〇号
洪水警報（発表）
平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
徳島河川国道事務所 徳島地方気象台 共同発表

(見出し)

吉野川では、氾濫注意水位（レベル2）に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

吉野川の〇〇〇水位観測所（〇〇市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位（レベル2）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量
吉野川流域	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ

(水位)

吉野川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	汜濫 危険
〇〇〇水位 観測所 XXX.X (〇〇市)	00日00時00分の状況	XXX.X				
	00日00時00分の予測	XXX.X				
	00日00時00分の予測	XXX.X				
	00日00時00分の予測	XXX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m)又は流量(m³/s))

観測所名	○○水位観測所		
	○○市		
レベル4 氾濫危険水位※	XX.X		
レベル3 避難判断水位※	XX.X		
レベル2 氾濫注意水位	XX.X		
レベル1 水防団待機水位	XX.X		
受け持ち区間	○○川 左岸 ○○市○○町から 右岸 ○○市○○町 左岸 ○○市○○町から 右岸 ○○市○○町		
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	○○県○○市○○ ○○県○○市○○ ○○県○○市○○		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	気象注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

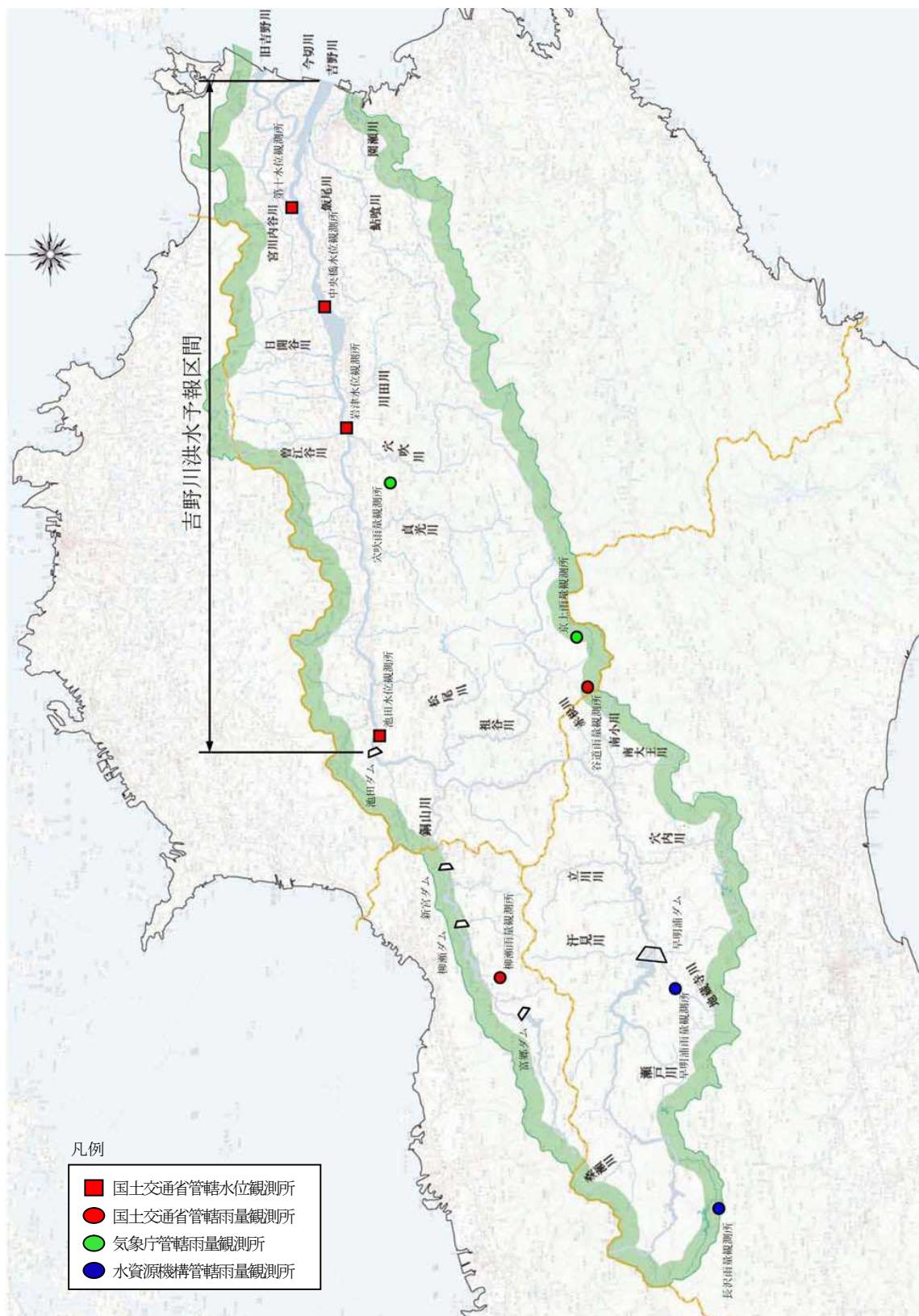
川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 徳島河川国道事務所 河川調査課 電話：088-654-2211（内線）351

気象関係：気象庁 徳島地方気象台 電話：088-622-3857

付図1 洪水予報区域及び雨量・水位観測所配置図



(旧吉野川氾濫警戒情報発表受報用紙)

資料 4-2

様式例



正規

旧吉野川氾濫警戒情報

平成 00 年 00 月 00 日 00 時 00 分
 国土交通省 徳島河川国道事務所発表
 (第 0 号)

(主 文)

旧吉野川の大寺橋水位観測所（板野郡板野町）では、00 日 00 時 00 分に避氾濫危険水位（2.85m）に達しました。

市町村長が発表する避難情報に注意とともに、周囲の状況確認や避難準備をお願いします。

(参考)

旧吉野川 大寺橋水位観測所（板野郡板野町）

受け持ち区間： 旧吉野川

左岸 板野郡上板町佐藤塚から板野郡北島町高房

右岸 板野郡上板町第十新田から板野郡北町高房

氾濫危険水位 2.85m 水防法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位
 (相当換算水位) いつ氾濫してもおかしくない状態

避難判断水位 ***

氾濫注意水位 2.15m 避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
 泛濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間のうち、第 1 位危険箇所の避難判断水位、危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先

国土交通省 徳島河川国道事務所河川調査課 電話：088-654-9611 （内線） 351

(参考資料)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

(吉野川水防警報発表受報用紙)

資料 4-3

様式例

正規

水防警報（出動）

発表河川	基準水位観測所	発表番号
吉野川	池田（無堤）水位観測所	第0号

平成00年00月00日 00時00分

国土交通省 徳島河川国道事務所発表

【現況】

吉野川の池田（無堤）水位観測所（三好市）の水位は、00日00時00分現在6.74mです。

吉野川の池田（無堤）水位観測所（三好市）の水位は、氾濫注意水位に達し、上昇しています。

【発表】

水防機関は出動してください。

徳島河川国道事務所の水防警報発表状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
池田（無堤）			○	
岩津（無堤）				
中央橋				
第十				
大寺橋				

(参考)

吉野川 池田（無堤）水位観測所（三好市）

(受け持ち区間は 吉野川左岸：三好市池田町から阿波市阿波町、右岸：三好市池田町から吉野川市山川町)

問い合わせ先

国土交通省 徳島河川国道事務所 河川調査課 電話：088-654-9611 <内線>351

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

資料 4-5

所長	副所長 (河川)	副所長 (地域)	課長	係長

(　　)川
水防警報(津波) 第〇号

平成 年 月 日 時 分
四 國 地 方 整 備 局
徳 島 河 川 国 道 事 務 所 発 表

1. 待機	<p>()日()時()分に津波警報(大津波・津波)が発表され、[徳島県沿岸]では()mの津波が予想されています。</p> <p>水防団員の安全確保を前提とし、[]から[河口]までの水防団の安全な場所での待機を要します。</p>
2. 出動	<p>()日()時()分に津波警報(大津波・津波)が発表され、[徳島県沿岸]では()mの津波が予想されています。</p> <p>津波到達時刻は()日()時()分頃と予想されています。</p> <p>水防団員の安全確保を前提とし、[]から[河口]までの水防団の出動を要します。</p> <p>また、引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意して下さい。</p> <hr/> <p>()日()時()分に[徳島県沿岸]に発表されていた津波警報(大津波・津波)は、()日()時()分に解除されました。</p> <p>水防団員の安全確保を前提とし、[]から[河口]までの水防団の出動を要します。</p> <p>また、引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意して下さい。</p>
3. 解除	巡視や点検等により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので、[]から[河口]までの水防警報を解除します。

※緊急を要する場合は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

発信	平成 年 月 日 時 分	発信者	
受信	平成 年 月 日 時 分	受信者	

徳島県管理河川水位情報発表受報用紙

(上昇中・下降中)	
() 川	氾濫警戒情報 氾濫危険情報

平成 年 月 日
 徳 島 県
 () 総合県民局
 東部県土整備局 ()

【主文】

() 川は、() 時 () 分に、() 観測所で、

○上昇中

レベル3である避難判断水位 () mに達しました。

レベル4である氾濫危険水位

() 観測所では () 時～() 時の1時間に
 約() m水位が上昇、今後とも水位の上昇が見込まれます。

○下降中

レベル3である避難判断水位 () mを下回りました。

レベル4である氾濫危険水位

() 観測所では、水位は下降する見込みですが、引き続き十分な
 注意をしてください。

《参考》 () 川 () 観測所 ()
 (対象区間は () 地区～() 地区)

レベル4 気温危険水位 () m
 レベル3 避難判断水位 () m
 レベル2 気温注意水位 () m
 レベル1 水防団待機水位 () m

問い合わせ先 徳島県()総合県民局 東部県土整備局 () TEL: - -
--

<徳島県管理河川水防警報発表受報用紙>

(　　) 川 (　　)
水防警報第 (　　) 号

平成 年 月 日 時 分

徳 島 県
(　　) 総合県民局・東部県土整備局 (　　)

1 待 機	(　　) 地点の水位は、(　　) 日 (　　) 時 (　　) 分現在 (　　) mに達し、なお増水する見込みです。 (　　) から (　　) までの水防団の待機を要します。
2 準 備	(　　) 地点の水位は、(　　) 日 (　　) 時 (　　) 分現在 (　　) mに達し、なお増水する見込みです。 (　　) から (　　) までの水防団の待機を要します。
3 出 動	(　　) 地点の水位は、(　　) 日 (　　) 時 (　　) 分現在 (　　) mに達し、 氾濫注意水位(警戒水位)を(　　) m超えており なお上昇のおそれがあるので、(　　) から (　　) までの 水防団の出動を要します。
4 解 除 (水防警報)	(　　) 地点の水位は、(　　) 日 (　　) 時 (　　) 分現在 (　　) mになり、引き続き減少する見込みです。 (　　) から (　　) までの水防警報を解除します。

発 信	平成 年 月 日 時 分	発信者	
受 信	平成 年 月 日 時 分	受信者	

<徳島県管理河川水防情報発表受報用紙>

(　　) 川 (　　)
水防情報第 (　　) 号

平成 年 月 日 時 分

徳 島 県
(　　) 総合県民局・東部県土整備局 (　　)

No.	本 文
1	(　　) 日 (　　) 時現在の雨量は、 (　　) { (　　/ mm) } , (　　) { (　　/ mm) } (　　) { (　　/ mm) } , (　　) { (　　/ mm) } です。
2	(　　) 地点の水位は、(　　) 日 (　　) 時 (　　) 分現在 (　　) m です。
3	引き続き上昇しています。
4	次第に下がっています。 (　　) 地点の水位は、(　　) 日 (　　) 時 (　　) 分に
5	(　　) 水位を超えました。
6	(　　) 地点の水位は、(　　) 日 (　　) 時 (　　) 分最高水位 (　　) m に達しました。
7	(　　) 地点の最高水位は、(　　) 日 (　　) 時頃に起こると予想 され (　　) m に達する見込みです。
8	(　　) 地点の (　　) 時間後の水位は、(　　) m と予想され
9	今後も引き続き上昇する恐れがあります。
10	今後次第に下がる見込みです。
11	氾濫注意水位（警戒水位）を相當に上回る恐れがあります。
12	氾濫注意水位（警戒水位）を (　　) 日 (　　) 時頃、下回る見込みです。
13	堤防の低い所では、越水する恐れがあります。
14	(　　) 地点の (　　) に (　　) が発生しました。
15	水防団は、厳重に警戒してください。
16	水防団は、水防体制を強化してください。
17	(　　)

発 信	平成 年 月 日 時 分	発信者	
受 信	平成 年 月 日 時 分	受信者	

<徳島県管理河川水防警報（津波）発表受報用紙>

(　　) 川 (　　)
水防警報（津波）第 (　　) 号

平成 年 月 日 時 分

徳 島 県
(　) 総合県民局・東部県土整備局 (　)

津波に関する情報に十分注意してください。

1. 待 機	(　) 日 (　) 時 (　) 分に津波警報（大津波・津波）が発表され、 [　　]では (　) mの津波が予想されています。 水防団員の安全確保を前提とし、[　　]から[　　]までの水防団の安全な場所での待機を要します。
2. 出 動	(　) 日 (　) 時 (　) 分に津波警報（大津波・津波）が発表され、 [　　]では (　) mの津波が予想されています。 津波到達時刻は (　) 日 (　) 時 (　) 分頃と予想されています。 水防団員の安全確保を前提とし、[　　]から[　　]までの水防団の出動を要します。 なお、水防作業完了後は、速やかに水防団員の安全確保に努めてください。 (　) 日 (　) 時 (　) 分に[　　]に発表されていた津波警報（大津波・津波）は、(　) 日 (　) 時 (　) 分に解除されました。 被害等の確認または応急復旧等のため、水防団員の安全確保を前提とし、 [　　]から[　　]までの水防団の出動を要します。
3. 解 除	巡視や点検等により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので、[　　]から[　　]までの水防警報を解除します。

※緊急を要する場合は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

発 信	平成 年 月 日 時 分	発信者	
受 信	平成 年 月 日 時 分	受信者	

鳴門市内

番号	河川海岸名	名称	字	機能	口径	設置年	形状	連数	操作管理者
K11	大谷川	大谷川水門	矢倉	鋼製扉 電動及手動式	16.00×5.367		3		県(東部県土整備局)
N16	大谷川	大津西部樋門	大代	鋼製扉 電動式	3.55×1.502	2			市(農林水産)
		〃 排水機場		75m³/min×2台 800mm 1994		横軸			
K12	第二大谷川	松村樋門	大谷	木製扉 手動スルース式	2.50×1.90		4		県(東部県土整備局)
D33	旧吉野川	鍛冶屋川樋門	板東	鋼製扉 エンジンラック式	1.80×3.70		1		市(土木)
D34	〃	馬詰樋門	中馬詰	鋼製扉 電動ラック式	2.50×2.75		1		市(土木)
K13	中山谷川	中山樋門	木津	鋼製扉 電動式	2.08×3.65		1		県(東部県土整備局)
K14	大代谷川	団地北樋門	大代	木製扉 手動式	1.36×0.75		1		県(東部県土整備局)
K15	大代谷川	立樋門	大代	鉄製扉 手動併用	1.6×1.28		1		県(東部県土整備局)

【幼稚園】

※浸水想定区域内… ○、 浸水想定区域外… —

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水想定区域		
				吉野川	旧吉野川	新池川
1	撫養幼稚園	撫養町斎田字岩崎135-3	686-4093	○	—	—
2	黒崎幼稚園	撫養町黒崎字清水86-2	686-9478	○	—	—
3	桑島幼稚園	撫養町大桑島字与三左谷32	686-9479	○	—	—
4	大津西幼稚園	大津町大代1210	686-0425	○	—	—
5	第一幼稚園	大津町木津野字藪の内55-2	686-3453	○	○	—
6	堀江北幼稚園	大麻町大谷字中筋53	689-2220	○	—	—
7	堀江南幼稚園	大麻町西馬詰字橋ノ本7	689-1422	○	○	—

(注) この表は水防法第15条第1項第4号に基づき、河川の氾濫に伴う浸水想定区域内における特に防災上の配慮を要するものが利用する施設を示しています。